

6. 医療費の助成

特別医療費助成制度

県内の医療機関で健康保険証と青色の受給資格証を提示することにより、医療費の助成が受けられます。

【対象者】①18 歳までの方（18 歳の年度末に達するまで）

②所得税非課税世帯のひとり親（子が 18 歳の年度末に達するまで）

【自己負担上限額】①通院：無料 入院：無料 薬局：無料

②通院：530 円/日 入院：1,200 円/日 薬局：無料

【資格証交付申請に必要なもの】対象者の健康保険証

※②の方については、課税状況の確認のため、源泉徴収票や確定申告の写しなどの提出が必要な場合があります。

未熟児養育医療費給付

養育のため医療機関に入院することを必要とする乳児に対し、医療費の給付を行います。

【対象者】一定の症状を有することにより、指定養育医療機関で入院治療している町内在住の乳児

【給付申請に必要なもの】養育医療意見書（医師が記入）、乳児の健康保険証、乳児のマイナンバーがわかるもの